

組織内弁理士協会規則

2017年3月23日施行

(名称)

第1条 本協会は、「組織内弁理士協会」という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都区部に置く。

(目的)

第3条 組織に勤務する弁理士の調査研究を行い、組織内弁理士のための様々な活動を通じ、知的財産に関する事項の適切な運用およびその活用を実現し、経済および産業の発達への寄与し我が国の発展に資すること、ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織内弁理士)

第4条 本規則において「組織内弁理士」とは、官公署または公私の団体（特許業務法人、弁護士法人を除く。以下、あわせて「組織」という。）において職員もしくは使用人、または取締役、理事その他の役員である弁理士を言う。

2. 本規則において「弁理士」とは弁理士法第17条に基づき弁理士登録されている者をいう。

(事業の種類)

第5条 本協会は、次の事業を行う。

- (1) 組織内弁理士に関する調査研究およびその成果の公表
- (2) 本協会のウェブサイトやメールマガジン等の運営管理
- (3) 講演会、研修、セミナー等の主宰、共済、後援等
- (4) 会報その他の出版物の刊行、配布
- (5) その他組織内弁理士の普及促進に資する一切の活動

(構成員)

第6条 本協会の構成員は、次とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員

(正会員)

第7条 正会員は、常勤またはこれに準ずる組織内弁理士とする。

2. 正会員として入会する者は、事務長が別に定める事項を事務長に申し込むものとする。
3. 正会員が組織内弁理士でなくなった場合、本人から特段の申し出がない限り、準会員となる。

(準会員)

第8条 準会員は、過去に前条第1項の条件を満たしていたことのある弁理士とする。

2. 準会員として入会する者は、事務長が別に定める事項を事務長に申し込むものとする。

(会費)

第9条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 除名されたとき

(会計管理)

第11条 本協会の会計は、事務長または会計担当が管理する。

(規則)

第12条 本規則は、本協会設立の日 2017年3月23日から施行される。

2. 本規則の改廃は、理事の多数による決議を経なければならない。